

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業関連講座「転職カフェ」業務委託に関する受託候補者選定にかかる公募型プロポーザル募集要項

豊中市における就労経験の少ない又は離職後長期間を経過した生活困窮者等を対象に、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するため、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業を下記の通り実施します。

つきましては、その受託者の選定にあたり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施します。

記

1. 業務概要

(1) 事業の目的・趣旨

就労経験の少ない又は離職後長期間を経過した生活困窮者や生活保護受給者の中には、就労の見込みがあっても、単に就職に必要な専門的スキル・知識が不十分なだけでなく、生活習慣上問題を抱えている場合や、対人能力、社会適応能力等の点で改善が必要な場合が少なからず見られます。

本事業は、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者を早期に発見し、包括的な支援につなぎ、一般就労に必要な基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものです。

(2) 事業内容・予算

事業番号	事業名・事業概要	予算上限額
1	自立相談支援事業関連講座「転職カフェ」 生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の「入口」として、主として30代～50代の非正規雇用で働いている女性、求職中の女性、転職を考えている女性、シングルマザー、結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等を対象に、気軽に参加しやすい「カフェ」方式の講座を実施する。講座では、様々な分野のロールモデルに出会い、お互いに仕事・結婚・出産・育児・介護などについて語りあうなど、今後の自分のキャリアを見つめ直す機会を提供することで、就職活動への意欲を喚起し、正規雇用等の安定的な雇用に結びつけることを目的とする <講座内容> ・ファシリテーターによる情報提供 ・ゲストスピーカーによる体験談	令和4年度 699,500円 (税別)

<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストスピーカーとの対話 ・グループワークによる参加者同士の交流 ・就職活動への意欲喚起のためのプログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> 例1) 企業見学会の実施 例2) 企業担当者を交えた講座の実施 <p><実施回数></p> <p>連続講座を1ターム以上実施し、1連続講座あたりの実施回数は5回以上を目安とすること。</p> <p><定員></p> <p>1連続講座あたりの定員20名程度</p>	
---	--

※予算上限額には、消費税及び地方消費税は含まない。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで。

2. 応募(参加)資格

応募者は、応募書類提出期限日において、下記の要件を満たすものとします。なお、応募書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めません。

(資格要件)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただ

し、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 法人企業、その他法人及び法人以外の団体等であって、業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの（宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く）とする。

3. 日 程

- (1) 募集要項等の公表 令和4年(2022年)8月5日(金)
- (2) 質問事項の締切 令和4年(2022年)8月12日(金) 17時15分必着
※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲示し、個別に行いません。
- (3) 質問事項への回答 令和4年(2022年)8月16日(火)
- (4) 応募書類提出期限 令和4年(2022年)8月22日(月) 15時00分必着
- (5) 審査委員会（書類審査） 令和4年(2022年)8月29日(月) までに実施
- (6) 審査委員会（プレゼンテーション） 令和4年(2022年)9月5日(月) 午後
※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の合否とともに通知します。
※応募事業者が1者の場合、プレゼンテーション審査は省略させていただきます。
- (7) 結果通知予定日 令和4年(2022年)9月中旬
- (8) 委託契約の締結予定日 令和4年(2022年)9月中旬

4. 応募手続き等

- (1) 提出書類の種類と部数

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書	様式1

②	業務提案書（講座内容、講座開催(予定)場所等を含む） ※講座開催（予定）場所については、平面図や写真など施設の状況がわかる書類を添付してください。公共施設の貸室等を利用する場合は、施設名、面積、定員がわかる書類を添付してください。	任意
③	関連業務等実績調書 ※次の項目について実績がある場合は記載してください。 ○類似した内容の講座（女性等を対象とした就職、転職支援講座） ○生活困窮者自立支援法に基づく事業や緊急雇用創出基金事業、地方創生事業等の受託実績 ○生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業所認定の有無 →有の場合には、利用者の受入れ実績の有無 ○障害者、シングルマザー、高齢者、ひきこもり等の就労困難者等の採用実績	様式 2
④	業務実施体制（担当者の資格、経験及び実績含む）	任意
⑤	見積書【様式 3-①】（税別で記載すること） 内訳書【様式 3-②】（人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示すること） ※参加者から教材費等の実費を徴収する場合は、委託料とは別会計で管理頂くこととなるため、見積書とは別途、収支見込書【任意形式】を添付し提出してください。	様式 3-① 様式 3-②
⑥	団体の概要	任意
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式 4

※ 正本 1 部、副本 5 部とします。

※ 本事業の対象経費は、人件費及び実習に必要な諸経費（報償費、印刷製本費、光熱水費、会議費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、事務用品費、消耗品費等。備品購入費は不可。）とします。

※ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とします。

（2）提出期限

令和 4 年(2022 年) 8 月 22 日（月） 15 : 00 必着

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(3) 提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない）、郵送・宅配便のいずれかとします。

※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。

5. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成される審査会を設置し、書類及びプレゼンテーション審査を行います。

ただし、応募事業者が1者の場合、書類審査及びヒアリングにより候補者を決定します。

なお、書類審査は、項目毎に各委員の平均点を得点とします。

また、各事業4者以上の応募があった場合には、応募書類にて第1次審査（書類審査）を行い、上位3者を対象に第2次審査（プレゼンテーション）を実施します。応募者が2者または3者の場合は、書類審査は行わず、第2次審査から実施します。

第2次審査の採点は委員会の合議により行い、評価点数が最も高い事業者を受託候補者とします。ただし、審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても受託候補者としません。また、得点と同じ場合は、審査委員会として最終合議のうえ受託候補者を決定します。

<第2次審査（プレゼンテーション）について>

①日時：令和4年(2022年)9月5日(月)午後

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

※応募者が1者の場合は省略し、必要に応じて別途ヒアリングを実施します。

②発表時間：15分（提案者のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします。）

③発表資料：事前提出した応募書類にて発表してください。但し、事前提出資料の具体的な例示を行うための画像や図表、チラシなどをパワーポイント等にて提示することは可とします。

④機材等：パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて提案者で用意することとします。本市は、プロジェクター、スクリーン及び電源のみ用意します。

⑤プレゼンテーションを行う者：本業務に直接携わる担当者とし、出席者は3名以内とします。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
提案内容	50 点	本業務に取り組む際の基本姿勢について
		本業務の企画内容や実施体制及びその実現性について
		その他(実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴団体が独自に提案したい事項)
実績	30 点	類似事業の実績
		関連事業の実績 (例) ・生活困窮者自立支援制度にかかる関連事業の実績 ・就労困難者への支援実績又は採用実績
		安全管理や個人情報に関する取組みに関する体制について
見積金額	20 点	事業経費(費目ごとに積算根拠が適切に算出されているか)

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年(2022年)9月中旬頃にメール又は電話にて通知します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって本業の受託を約するものではありません。

(4) 審査結果の公表

最終審査結果は令和4年(2022年)9月中旬(予定)に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者(事業者名・所在地・代表者・提案金額)
- ④ 公募及び審査経過(公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成)
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他(受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由等)

6. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・委員に対して、直接間接を問わず故意に接触を求めること
- ・本案件期間中に、「上記2」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき

- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一事業に対して一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

7. 契約 について

- ①契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとします。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ②本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。(受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合は除きます。)

8. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とします。
- (2) 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
プレゼンテーション審査会場での追加の書類配布も原則として認めません。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知することとします。

9. 事務局（問い合わせ先）

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1（生活情報センターくらしかん）

豊中市市民協働部くらし支援課 担当：近藤、山内、野田

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095

E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp